

農業農村振興整備部会 技術小委員会関係資料

1. 食料・農業・農村政策審議会の構成及び審議事項
2. 食料・農業・農村政策審議会議事規則
3. 食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会
における技術小委員会の設置について

食料・農業・農村政策審議会

[審議事項]

- ① 食料・農業・農村基本計画
- ② 上記のほか、食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項

〔 食料・農業・農村基本法、
食料・農業・農村政策審議会令 〕

企画部会

… 食料・農業・農村基本計画 等

〔 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、
農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律 〕

・地球環境小委員会
・食文化振興小委員会
・スマート農業技術活用促進小委員会

食料産業部会

… 卸売市場に関する基本方針 等

〔 卸売市場法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 〕

・食品リサイクル小委員会
・物流小委員会

家畜衛生部会

… 特定家畜伝染病防疫指針 等

〔 家畜伝染病予防法 〕

・牛豚等疾病小委員会
・家きん疾病小委員会
・プリオン病小委員会

食糧部会

… 米穀の需給及び価格安定に関する基本指針、麦の需給に関する見通し、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針 等

〔 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律、米穀の新用途への利用の促進に関する法律 〕

経営所得安定対策小委員会

果樹・有機部会

… 果樹農業振興基本方針、有機農業の推進に関する基本的な方針 等

〔 果樹農業振興特別措置法、有機農業の推進に関する法律 〕

甘味資源部会

… 砂糖調整基準価格、でん粉調整基準価格

〔 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 〕

畜産部会

… 畜産物価格（肉用子牛生産者補給金、加工原料乳生産者補給金等）等

〔 家畜改良増殖法、飼料需給安定法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、畜産経営の安定に関する法律、肉用子牛生産安定等特別措置法 〕

農業保険部会

… 農業共済制度に係る共済掛金標準率等及び農業経営収入保険の保険料標準率等の算定方式、家畜共済に係る診療点数 等

〔 農業保険法 〕

家畜共済小委員会（薬価基準に関する事項、診療点数に関する事項）

農業農村振興整備部会

… 土地改良長期計画、農用地等の確保等に関する基本指針、都市農業振興基本計画 等

〔 土地改良法、宅地造成及び特定盛土等規制法、農業振興地域の整備に関する法律、都市農業振興基本法 〕

技術小委員会

食料・農業・農村政策審議会議事規則

平成 19 年 7 月 12 日
食料・農業・農村政策審議会決定

(総則)

第1条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）及び食料・農業・農村政策審議会令（平成12年政令第289号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第3条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(議事録)

第4条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第6条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第7条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(部会)

第8条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第9条 部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

(委任規定)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この議事規則は、平成19年7月12日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止)

第2条 食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成13年3月21日食料・農業・農村政策審議会決定）は廃止する。

食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会における
技術小委員会の設置について

〔平成19年9月7日
食料・農業・農村政策審議会
農業農村振興整備部会長〕

1. 食料・農業・農村政策審議会議事規則第9条の規定に基づき、農業農村振興整備部会（以下「部会」という。）に技術小委員会を置く。
2. 技術小委員会が調査審議する事項は、次のとおりとする。
土地改良事業計画設計基準及び土地改良施設管理基準の制改定並びに
農業農村整備事業の実施に必要な技術的課題に関する事項
3. 技術小委員会の委員長は、部会長が指名する。
4. 技術小委員会の委員長は、調査審議の結果を部会に報告するものとする。